

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシン及びタイ産きのこ (HED-KRA-DANGと称されるもの) のクロルピリホス)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成31年2月6日付け薬生食輸発0206第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストラリア産とうもろこしの粉からアフラトキシンを検出したこと及びタイ産きのこ (HED-KRA-DANGと称されるもの) からクロルピリホスを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のオーストラリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きのこ（HE D-KRA-DANGと称されるもの）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、添加物又は動物薬成分の物質試験について」によること。	基準値（0.01 ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

を追加する。